

# 群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業

## 競争的対話実施結果について

- ・群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業について、令和6年2月20日（火）に実施した入札参加グループとの競争的対話の結果を公表します。
- ・競争的対話の結果は、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる内容は非公表としております。

令和6年3月

群 馬 県

■競争的対話に関する回答

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
1	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No. 14		建設発生土	建設発生土について、「③場外搬出の場合の受入場所や受入可能量」について、ご回答では「県内の適切な処分場所の指定を予定しております」と明記していただいておりますが、いつ頃までに場所等のご提示いただけますでしょうか。 ④⑤⑥につきましても、同様に確定時期、情報提供時期をご教示ください。	建設発生土に関する調整会議等での情報提供が確認され次第、情報を提示します。 なお、群馬県では概ね土木事務所単位で建設発生土の受入場所等を、調整会議を経て割り振っていますが、本事業において建設発生土が生じる時期には、現在の受入場所は建設発生土が満杯になるものと想定されています。 <参考値> 現在稼働中の処分場（前橋市堀越町）での発生土受入れ単価 1,300円/m <sup>3</sup>
2	要求水準書 入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No. 58	23	空調設備	光熱水費予算額と積算根拠についてお聞かせください。	光熱水費の予算額（提案限度額の内訳）及びその積算根拠については示しません。
3	要求水準書 入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No. 67	27	什器備品計画	質問回答No.67によると「別紙16:プール備品リスト」・「別紙17:プール電気備品リスト」に記載された品目・数量は基本的に必須とありますが、品目・数量ともに増える提案をすることは可だが、減らす提案をすることは不可との理解でよろしいでしょうか。 また、型番が確認できない品目については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、原則として、品目・数量ともに増える提案は可としますが、減らす提案は不可とします。 また、参考型番等の記載のない品目については事業者提案によるものとしますが、仕様・グレード等について提案事業者において適切に考慮するものとし、事業実施段階においては、県及び水連等の確認が必要となることに留意してください。
4	要求水準書 入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No. 68	27	什器備品計画	質問回答No.68によると「別紙18:一般什器・備品リスト」は、別紙16・17とは異なり、基本的にはこれをベースとしつつ、提案する施設や事業に合わせて必要となる品目・数量を整備することが可能という解釈で宜しいでしょうか。 また、型番の提示がございませんので、グレードも事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、別紙18については、これをベースとしつつ、提案する施設や事業に合わせて必要となる品目・数量を整備することを求めるものです。 型番の指定がないものについては事業者提案によるものとしますが、議題No.3と同様に、仕様・グレード等について提案事業者において適切に考慮するものとし、事業実施段階においては、県の確認が必要となることに留意してください。
5	要求水準書 入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No. 88	48	利用料金体系	強化練習等は減免対象としていないとの回答ですが、ここで言う強化練習とはどのような利用を想定されていますでしょうか。	利用目的によらず、独占利用する場合には、減免の対象外であるものと考えてください。 なお、減免対象となる団体等については、要求水準書別紙21に記載しておりますので、そちらを確認してください。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
6	要求水準書	4	県産木材の活用	別紙12に整理いただいた木材活用（木造化・木質化）に向けた検討を通して、県産材の単価を把握されているようでしたら開示いただきたいです。	県内の製材・木材販売業者に対して、素材（丸太）及び製材品等の価格を毎月調査した結果を月間木材動態調査として「群馬の統計情報提供システム」にて公表していますので、参考にしてください。 ( <a href="https://toukei.pref.gunma.jp/mwm/">https://toukei.pref.gunma.jp/mwm/</a> )
7	要求水準書	9	延床面積合計	「延床面積合計12,350㎡以上 ※県が想定する必要面積を示すものであり、本書に定める機能を満足するものであれば、下回ってもよい。」とありますが、12,350㎡が運用面や機能性を考えた場合、最低限の数字と考えます。今回の下限値を無くす事でコスト削減を目的とした、さらなる面積縮減によって運用しにくく機能性も損なわれる提案が出てくる事が危惧されます。その場合、適正な評価をどのように行うのか考え方を確認させていただきたい。	要求水準書(案)時点では「12,350㎡以上」としており、「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.29に記したとおり、面積合理化（縮小）の余地はあまりないものと考えておりますが、12,350㎡を下回る提案をそれだけで失格としない趣旨で※注記を追記したものです。また、「入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）」No.38回答も、あくまでも要求水準を満足することを前提としています。 提案審査・評価に際しては、上記認識を基本として、面積縮減提案に対しては、機能その他の要求水準を満足しているか厳密に検証し、適切に評価する方針とします。
8	要求水準書	10	映像装置	「映像確認付加機能を有する既存のソフトウェアが確認できており」と記載されていますが、具体的に想定しているものがございましたら、ソフト名をご教授下さい。 また、評価基準や配点割合についてご教示願います。	県において確認できた既存のソフトウェアはダートフィッシュ・ソフトウェアですが、参考であり、こちらを指定するものではありません。 また、ソフトウェアの提案は、任意となります。 なお、評価は落札者決定基準の「2 施設整備に関する事項・施設計画の有効性・競技力向上に資する施設 ②【任意提案】」で行います。
9	要求水準書	15	松の木について	敷島エリアグラウンドデザインの考え方からも可能な限り松の木を残すことが必要であることは理解しておりますが、水泳場のより良い提案のために松の木を伐採し園路幅を狭くすることで設計上面積を広く確保することについてのお考えをご教授ください。	計画敷地範囲における松の木の伐採範囲及び施設建物の配置は事業者提案によりますが、施設建物の配置は、要求水準書P15(2)①Aに記載のとおり、主要な園路（参考資料19参照）を避けた計画としてください。
10	要求水準書	17	観客席	観客席総数は、車いす席、同伴者席含めて、2500席以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、車いす席、同伴者席含めて、2500席以上と考えてください。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
11	要求水準書	17	プールサイド	飛込プール後方スペースが「13m程度」と記載されていますが、飛込プール後方のスペースを広く取ることによる貴県のお考えをご教授ください。具体的な利活用のイメージや選手強化策などがありましたら併せてご教授ください。	飛込プールの後方スペースは10m以上～13m程度としますので、飛込台の設置及び競技者の動線、待機・溜まり等を考慮した適切なスペースとして提案してください。なお、延床面積合計については変更せず、要求水準書（質問回答を含む）に記載のとおりとしますので、飛込プールの後方スペースの面積を縮小する提案をする場合には、機能性や運用面を考慮し、他の諸室や共用部の面積を拡充するなどの提案を行うものとしてください。
12	要求水準書	54	県民の日の無料開放	県民の日の無料開放は自主事業の位置づけとありますが、要求水準となっているので別途利用料金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	県民の日の無料開放において、個人利用の本施設の利用料金は発生しません。なお、県民の日の無料開放は自主事業として位置付けられておりますが、事業者による独占利用は想定しておりませんので、独占利用料金は発生しません。
13	要求水準書	56	光熱水費	光熱水費の指定金額として頂きたい	光熱水費を県が指定する金額で提案を求めることは予定しておりません。光熱水費を含め、物価変動に対する事業費の改定ルールを事業契約書(案)第100条及び別紙1に定めております。
14	要求水準書	56	付帯事業	公園内に飲食店（スターバックス）がある中で施設に飲食店を設置することに関する貴県のお考えをご教授ください。	飲食店は一例として示したものであり、必須ではありません。入札参加者側にて事業性を踏まえ、提案してください。
15	要求水準書	56	使用料	事業費算出の為、下記付帯施設についての使用料をご提示ください。 ①トレーニングルーム ②飲食スペース ③公園との相互利用を目的とした交流スペース（無料にて利用可） また、使用料算出の基準（有料施設、無料施設等）があればご教示ください。	付帯事業については、一連の競争的対話を踏まえ、別紙22のとおり整理しましたので、参照してください。 また、使用料算出基準は、群馬県立公園条例です。
16	要求水準書	57	緊急時の対応	備蓄物資量の確保のため、備蓄倉庫の設置は必須ということで宜しいか。	備蓄物資を保管するためのスペース（室、単独の倉庫を含む）は必要となります。建築基準法上の容積率特例の対象となる備蓄倉庫として取り扱うかどうかは、事業者の提案に委ねます。
17	要求水準書	70	修繕・更新業務	災害対策に要した費用（破損した機器類の修繕費・人件費・消耗品等）等については、不可抗力と判断され補填等が行われるとの理解で宜しかったでしょうか。	事業契約書(案)第120条に定める不可抗力等による増加費用及び損害額には、破損した施設・設備・機器等の修繕費用に限らず、それに伴って発生する人件費、消耗品費等も含まれます。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
18	別紙13 必要諸室及び仕様	2	車いす使用者用観客席	観客席総数の0.5%以上、固定席位置に設置する事とありますが、メインスタンド（固定席）のみに設置し、観覧スペースには設置しないと考えてよろしいでしょうか。	車いす使用者の動線等を考慮すると、観覧スペースに設置することは、施設整備・運用面ともに合理性を欠くものと考えられるため、解釈としてはご理解のとおり、車いす使用者用観客席は、メインスタンドのみに設置し、観覧スペースには設置しないという考え方で計画してください。
19	別紙13 必要諸室及び仕様	3	ドーピング検査	医務室の使い方に「大会時におけるドーピング検査室としての機能を兼ねる」とありますが、ドーピング検査室としての使い方について考え方を確認させていただきたい。	兼用の要求水準については他事例等も参照したのですが、兼用が認められない場合には、会議室など諸室の一部をドーピング室として運用することを想定しますので、ドーピング検査の機能を満足する諸室等の活用方法を計画してください。
20	別紙20 敷島エリアグランドデザイン案		敷島エリアグランドデザイン	『令和5年12月4日第3回検討会資料』P2に既存野球場の位置が「センター」ゾーンと表示されており、概要欄に「多様な人々が自由な活動や交流を深める出会いの場としてのオープンスペースや公共交通の結節点」との記載があります。また、【将来】ゾーニング図では緑色の緑地イメージにする表現となっています。この「センター」の位置は将来的にはオープンスペースに変更する予定という理解でよろしいでしょうか。	敷島エリアグランドデザインのマスターデザインにおいて、センターゾーンにはオープンスペースを確保することとしています。ただし、マスターデザインは、50年後の将来像をゾーニングと基本イメージで示したものであり、具体的な整備手法や配置計画を示したものではありません。今後は、マスターデザインを踏まえつつ、設計、整備及び運営・維持管理において、デザインコード（ルール）を適用いただくこととなります。
21	別紙20 敷島エリアグランドデザイン案		敷島エリアグランドデザイン	『令和5年12月4日第3回検討会資料』P9の「回遊性」のデザインルールに、「公園と河川敷をつなぐ安全で快適な歩行、自転車、園内モビリティ等の動線を設ける」とありますが、つなぐ位置は同P2の【将来】図にある、ピンク色の矢印の位置で想定していると考えてよろしいでしょうか。	矢印は公園と河川の連携をイメージしたものであり、具体的な場所（箇所）を示したものではありません。マスターデザイン、デザインコードの考え方は議題No.20の回答のとおりです。
22	別紙20 敷島エリアグランドデザイン案		敷島エリアグランドデザイン	『令和5年12月4日第3回検討会資料』P10の「シームレス」のデザインルールに、「各施設は地上レベルは視覚的な見通しを確保し、公園利用者に常時開放できることを原則」とありますが、施設内に常時入ることができるのではなく、施設開館時間内に利用できる施設という理解でよろしいでしょうか。	園路を歩いている公園利用者が、半屋外施設等における活動や受付などを視認することができることや、施設開館時間内に利用すること等を想定しています。
23	別紙21 利用料金及び減免基準の考え方	2	自由提案事業に係る料金	自主事業として小学生の水泳教室を開催する場合、事業者が支払う利用料金は設定金額に10分の5を乗じた額という理解でよろしいでしょうか。	事業者が施設の全部又は一部を独占利用し、自主事業として小学生の水泳教室を開催する場合、事業者が支払う独占利用料金は事業者が独占利用（小学生）に対し（設定金額に10分の5を乗じた額を上限として）設定する金額となります。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
24	要求水準書 別紙21利用料金 および減免基準の 考え方	52 4	(5)利用料金の減免 2. 利用料金の減免に ついて	減免基準は群馬県立公園条例に基づく許可等の基準 4 減免基準(条例第19条、規則第10条の4) によるとのこと ですが、イの内、現在減免される利用団体は具体的にどこか。また、工特 に必要があると認められた時とは具体的にどのような時か。	減免される利用団体は「別紙21 2.利用料金減免について」の表に 記載のとおりであり、実績としては、「(2)減免実績」に記載の県及び 県教育委員会事業になります。また、「工」については、具体的な想定 がないため、その都度の協議になります。
25	【参考資料14】 光熱水費の負担区 分		光熱水費の料金転嫁	各種利用料金とは別に、電気・ガス等の光熱費を別途実費として徴 収することは可能でしょうか。	利用料金とは別に、利用者から光熱水費を別途実費として徴収する ことは想定していません。利用料金(利用区分含む)は、事業者の提 案としておりますので、光熱水費の負担を含め、適切に設定してくだ さい。
26	様式集(Excel) 様式3-3-10	33行 目	その他費用	公租公課の内、事業所税は非課税との認識でよろしいでしょうか。	SPCの収入のうち、県が支払うサービス購入料の割合が50%超であ れば、公共が事業主体とみなされ、SPCへの事業所税は非課税とな る旨、課税者である前橋市に確認しました。なお、事業者の収支計 画によるところもありますので、事業者側にて開業前に改めて前橋市に 確認してください。
27	様式集(Excel) 様式3-3-10	40、 41行 目	特別利益・特別損失	損益計算書40行目、41行目「特別利益」「特別損失」の入力欄が ありますが、こちらは本案件において具体的にどのような数値の入力を 想定して作成されたのでしょうか。	様式集の損益計算書は、一般的な収入・経費項目を設けておりま す。該当するものがない場合は、「0」と入力してください。
28	様式集(Excel) 様式3-3-10	43～ 49行 目	法人税等	法人税について、法人税、特別法人事業税、地方法人税、法人事 業税、法人県民税、法人市民税に細分化して記入が求められている ものと理解しております。 他PFI事例に比べ、相対的により詳細な記載を求める内容かと考えま すが、法人税等(43行目)のみの記載としていただけないでしょ うか。 また、難しい場合には法人税について細分化した記載が必要な背景 についてご回答ください。	法人税等については、一部取りまとめていただいて構いませんが、入札 後におけるVFM算定上必要となることから、県税収入となる金額が分 かるよう、工夫してください。
29	様式集(Excel) 様式3-3-10	69行 目	施設原価	キャッシュフロー計算書69行目に、キャッシュ・イン項目として、「施設原 価(割賦元本分)」の入力欄がありますが、こちらはサービス購入料 A-2の記載を想定されているのでしょうか。 また、「部分支払分」はどちらに記入する想定かをご教示ください。	キャッシュフロー計算書のキャッシュ・イン項目にある「割賦原価(割賦 元本分)」については、サービス購入料A-2を想定しています。 「部分支払分」は、損益計算書に記入してください。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
30	様式集(Excel) 様式3-3-10	70行 目	特別損失	損益計算書41行目・キャッシュフロー計算書70行目に、キャッシュ・イン項目として、「特別損失」の入力欄がありますが、こちらはキャッシュアウト項目ではないでしょうか。 また、68行目の税引後当期純利益に含まれる項目と理解しておりますので、70行目を削除いただけないでしょうか。	様式集のキャッシュフロー計算書は、損益計算書から必要なものを加減する間接法を採用しており、損益計算書上で特別損失を計上しても、実際のキャッシュアウトがない場合に、キャッシュフロー表では、キャッシュインの項目に記入してもらうようになっております。該当する金額がない場合は、「0」と入力してください。
31	様式集(Excel) 様式3-3-10	81~ 94行 目	その他費用	キャッシュ・アウト項目として、「その他費用」の入力欄がございますが、こちらはすべて68行目の税引後当期純利益に含まれる項目と理解しております。そのため、81~94行目を削除いただけないでしょうか。 また、削除が難しい場合は具体的な入力方法についてご教示ください。	キャッシュフロー計算書のキャッシュ・アウト項目にある「その他費用」は、割賦元本（サービス購入料A-2）を構成するものとして示しておりますので、必要な金額を入力してください。ない場合は、「0」と入力してください。
32	様式集		様式3-3-13	サービス購入料A-1の支払時期は毎年「4月」と表示されておりますが、こちらは出来高の査定の確認等に時間がかかった場合は、一月以上遅れることがございますでしょうか。	出来高の確認は期限内に完了させる前提で考えており、支払の遅れは想定しておりません。
33	様式集		様式3-3-15	サービス購入料Cの支払時期は「1月、4月、7月、10月」と表示されておりますが、こちらは四半期報の確認等に時間がかかった場合は、一月以上遅れることがございますでしょうか。	議題No.32の回答を参照してください。
34	様式集		様式3-3-16	サービス購入料Dの支払時期は「1月、4月、7月、10月」と表示されておりますが、こちらは四半期報の確認等に時間がかかった場合は、一月以上遅れることがございますでしょうか。	議題No.32の回答を参照してください。
35	様式集		様式3-3-15	サービス購入料C-4の記載がございませんが、こちらはサービス購入料C-1,C-2,C-3のいずれかに含める、という理解でよろしいでしょうか。	様式集を修正（C-4追加）します。

No	書類名	頁	タイトル	対話での確認事項	回答
36	事業契約書案	55	サービス購入料C-4	サービス購入料の構成の表において（P55）、サービス購入料C-4（その他費用）に関して構成される費用の内容として、「○法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益」の記載がございます。法人税等は、サービス購入料の対象として県で負担がなされる理解でよろしいでしょうか。 また先行する水泳場PFI案件では、その他公租公課含めてサービス購入料の対象となっている事例があると認識しております。本件もすべての公租公課をサービス購入料の対象としていただけないでしょうか。	法人税等を含めて、SPCの事業活動に必要な経費をサービス購入料として支払うこととしております。ただし、提案時の法人税等の金額が増減したとしても、サービス購入料は改定しません。
37	事業契約書案	55	サービス購入料C-4	C-4（その他費用）の対象として、「○法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益」の記載がございます。「法人税等法人の利益に対してかかる税金」は、法人税等を想定されていると理解しておりますが、後者の「SPCの税引後利益」は何を指されているのでしょうか。	SPCの税引後利益とは、SPCの税引前利益から法人税等を差し引いたものになります。
38	事業契約書案	57～58	サービス購入料C-1,C-2,C-4	サービス購入料C-1、C-2、C-4について、「運営・維持管理期間（令和10年11月1日から令和26年3月31日）における支払回数は62回とし、第2回から第62回は3か月分とし、各回同額とする。また第1回支払い分（令和10年11月1日～令和10年12月31日）は、上記の3分の2に相当する金額とする。」との記載がありますが、3分の2に相当する金額が整数とならない場合の取扱いについてご教示ください。	第1回の支払時の算定にあたり、1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てとしてください。
39	事業契約書案	64	電気料金	電気料金の物価変動の指標値として、『「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の内訳指数の「電力」』との記載があるが、電気代については、本事業の管轄となる東京電力の料金を指標として頂きたい。	電気料金の物価変動の指標値は、事業契約書(案)のとおり、国内企業物価指数とします。